

# 宮崎県介護サービス情報の公表実施要綱

平成24年7月1日

福祉保健部長寿介護課

## (目的)

第1条 この要綱は、本県における「介護サービス情報の公表」制度の実施に当たって、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (制度の趣旨)

第2条 本制度は、介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立支援」、「利用者本位」、「利用者による選択（自己決定）」を実現するため、法第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が介護サービス情報（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものをいう。）を県に報告し、県はこれを公表することにより、利用者の権利擁護、介護サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るものである。

## (実施体制等)

第3条 本制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、公表及び調査等の事務は、県が行う。

2 前項に掲げる介護サービス情報の報告、受理及び公表は、インターネットを經由して行う。

## (公表対象事業者)

第4条 公表対象事業者は、省令第140条の43に規定されるサービス（以下「サービス」という。）を提供する事業者であって、新たにサービスを開始しようとする事業者及び第7条に定める計画の基準日前の1年間において介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が介護サービス情報の公表を希望する場合は、これを妨げない。

## (介護サービス情報の内容)

第5条 公表対象事業者が報告する介護サービス情報は、省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目（以下「基本情報調査票」という。）及び別表第2に掲げる項目（以下「運営情報調査票」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たにサービスを開始しようとする事業者が報告する介護サービス情報は、基本情報調査票のみとする。ただし、当該事業者が運営情報調査票の報告を希望する場合は、これを妨げない。

(公表の頻度)

第6条 公表対象事業者ごとの介護サービス情報の公表の頻度は、毎年度1回とする。

(計画の策定)

第7条 県は、政令第37条の2第1項の規定に基づき、介護サービス情報の報告に関する計画(以下「計画」という。)を毎年策定し、策定したときは県庁ホームページにおいてこれを公表する。

2 計画の内容は、次の各号に定めるとおりとする。なお、計画の基準日は1月1日とし、計画の期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

- (1) 計画の基準日
- (2) 計画の期間
- (3) 公表対象事業者
- (4) 報告の開始時期及び提出期限
- (5) 公表の時期

(介護サービス情報の報告)

第8条 公表対象事業者は、計画に基づき、県に対して介護サービス情報の報告を行うものとする。

2 介護サービス情報は、各サービスごとに報告することを基本とするが、公表対象事業者が2つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることから、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、別表1の区分により一体的に報告することができるものとする。

(介護サービス情報の公表)

第9条 県は、公表対象事業者が報告する介護サービス情報について、内容に記載漏れ等の不備がないことを確認して受理し、計画に基づき公表する。

(調査の実施等)

第10条 法第115条の35第3項の規定により県が行う調査は、宮崎県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針(平成24年6月1日付け宮崎県福祉保健部長寿介護課定め)に基づき、次の場合に行う。また、調査する項目は、基本情報調査票及び運営情報調査票のうち、県が必要と認める事項とする。

- (1) 報告内容に虚偽が疑われる場合
- (2) 公表内容について、利用者等から通報があった場合

(公表した介護サービス情報の訂正)

第11条 公表した介護サービス情報に訂正の必要があるときは、公表対象事業者は県に対

して報告を行うものとする。

(公表情報の削除)

- 第12条 県は、介護サービス情報を公表している事業者のサービスが、廃止、休止、取消、停止又は失効となったことを確認したときは、当該介護サービス情報を削除する。
- 2 県は、介護サービス情報を公表している事業者が、最後に報告を行った日の翌年度から2年度間新たな報告を行わなかった場合は、当該介護サービス情報を削除する。

(是正命令)

- 第13条 県は、事業者が第8条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第10条の調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、法第115条の35第4項の規定に基づき、期間を定めて、当該事業者に対し、その報告を行い、若しくは報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずるものとする。
- 2 県は、市町村が指定又は許可するサービスの事業者に対して前項の処分をしたときは、法第115条の35第5項の規定に基づき、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(指定の取消等)

- 第14条 県は、県が指定又は許可するサービスの開設者が前条の命令に従わないときは、法第115条の35第6項の規定に基づき、当該サービスの指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止するものとする。
- 2 県は、市町村が指定又は許可するサービスの開設者が前条の命令に従わない場合において、法第115条の35第7項の規定に基づき、当該サービスの指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(苦情等の対応)

- 第15条 県は、介護サービス情報の公表に関して、利用者及び事業者等からの苦情等の対応窓口を設け、苦情等があった場合には適宜適切に対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表 1 (一体的に報告することができるサービス区分)

区分	サービス
1	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護、介護予防訪問看護、指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
5	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
11	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
12	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
16	介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
17	介護療養型医療施設、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）